

2021年12月10日 全9頁

TCFD が基準の一部改訂とガイダンスを公表

気候関連の指標、目標、低炭素経済への移行計画に係る開示の解説

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- TCFD は 2021 年 10 月に、①気候変動に関するリスク・機会の情報を開示するための基準である TCFD 提言の一部改訂、②新たなガイダンスの公表、③TCFD “2021 Status Report” の公表、を行った。TCFD “2021 Status Report” で TCFD 提言に基づく情報開示が年々進んでいることが示されたものの、まだ開示が十分であるとは言えず、今後更なる対応が必要であるとされている。
- TCFD 提言の一部改訂では、GHG 排出量削減にコミットする組織などは低炭素経済への移行計画を説明する必要がある、また全ての組織は重要性とは関係なく Scope1、Scope2 の GHG 排出量を開示する必要があるとされた。また、業種にかかわらず共通して開示が推奨される指標の分類である「業界を超えた気候関連の指標カテゴリ」が示され、これに沿った指標や目標の開示が推奨されている。
- TCFD は企業が投資家の意思決定に寄与する情報を開示することができるよう、指標、目標、移行計画に関するガイダンスを公表した。ガイダンスでは、効果的な指標、目標、移行計画の開示の特徴や、業界を超えた気候関連の指標カテゴリに沿った目標の例、組織が開示する移行計画の一般的な要素について説明されている。
- 企業は、ガイダンスの内容も踏まえつつ、比較可能な定量的情報を開示するとともに、指標、目標、移行計画に係るデータのソースや算出方法など、投資家が各情報を理解するために役立つ定性的な情報をあわせて開示することも求められよう。ただし、まずは取り組みや開示が可能な部分から、着実に検討を進めていくことが重要だろう。

1. はじめに

2021年6月のコーポレートガバナンス・コード（CGコード）の改訂などにより、プライム市場上場を予定する企業を中心に多くの企業が TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に対する関心を高めるとともに、対応を急いでいる。

こうした状況下で、TCFD は 2021 年 10 月に、①気候変動に関するリスク・機会の情報を開示するための基準である TCFD 提言の一部改訂、②新たなガイダンスの公表、③TCFD “2021 Status

Report”の公表、を行った。

TCFD “2021 Status Report”では、8つの産業（銀行、保険、エネルギー、素材・建設、運輸、農業・林業、テクノロジー・メディア、消費財）における英語でのレポートが3年連続で入手可能な世界の1,651の公開企業について調査を行い、TCFD提言に基づく情報開示について分析が行われた（図表1）。年々情報開示が加速していることが見て取れ、「戦略」のa)リスクと機会については、全体の半数以上が開示を行っている。しかし、「戦略」のc)戦略のレジリエンスといった、シナリオ分析が必要な開示が困難な部分については全体の1割強しか開示が行えておらず、今後更なる対応が必要であると言えるだろう。

本稿では企業がTCFD提言への対応を進めていく上で踏まえるべき、今回公表されたTCFD提言の一部改訂や新たなガイダンスについて説明をする。

図表1 TCFDに沿った情報開示の実施状況

勧告	推奨開示項目	TCFDに沿った情報開示を行う企業の割合		
ガバナンス	a)取締役会の監督	2018	9%	
		2019	13%	
		2020	25%	
	b)経営者の役割	2018	9%	
		2019	11%	
		2020	18%	
戦略	a)リスクと機会	2018	38%	
		2019	42%	
		2020	52%	
	b)組織へのインパクト	2018	26%	
		2019	30%	
		2020	39%	
	c)戦略のレジリエンス	2018	5%	
		2019	7%	
		2020	13%	
リスク管理	a)リスクの特定および評価のプロセス	2018	16%	
		2019	20%	
		2020	30%	
	b)リスクマネジメントのプロセス	2018	14%	
		2019	17%	
		2020	29%	
c)組織全体のリスク管理体制への統合	2018	10%		
	2019	17%		
	2020	27%		
指標と目標	a)気候変動に関連する指標	2018	34%	
		2019	40%	
		2020	44%	
	b) Scope 1、2、3のGHG排出量	2018	27%	
		2019	31%	
		2020	37%	
	c)気候変動に関連する目標	2018	21%	
		2019	24%	
		2020	34%	

（出所）TCFD（2021）“2021 Status Report”より大和総研作成

2. TCFD 提言の一部改訂

(1) 改訂の概要

TCFD 提言では気候変動に関するリスク・機会について、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の開示が求められている。これらのうち、「戦略」と「指標と目標」について、全セクター向けの推奨開示項目に関するガイダンスが一部改訂された（図表 2）。

図表 2 TCFD 提言の一部改訂の概要

勧告	推奨開示事項	改訂箇所
ガバナンス	a) 取締役会の監督	-
	b) 経営者の役割	-
戦略	a) リスクと機会	-
	b) 組織へのインパクト	GHG排出量削減にコミットする組織、コミットをする法域で活動している組織、またはGHG排出量削減に関する投資家の要請に同意した組織は、以下を含む低炭素経済への移行計画を説明する必要がある ・GHG排出量削減目標 ・事業およびバリューチェーンにおけるGHG排出量の削減または移行を支援することを目的とした特定の活動
	c) 戦略のレジリエンス	組織はシナリオ分析において、気候関連問題が財務実績（収益、コスト等）、財政状態（資産、負債等）に及ぼす潜在的影響についての議論も検討する必要がある
リスク管理	a) リスクの特定および評価のプロセス	-
	b) リスクマネジメントのプロセス	-
	c) 組織全体のリスク管理体制への統合	-
指標と目標	a) 気候変動に関連する指標	組織は、気候関連のリスクと機会の測定とマネジメントに使用される主要な測定基準（指標）に加え、業界を超えた気候関連の指標カテゴリ（次ページ参照）に沿った指標も開示すべきである 必要に応じて、組織は、ビジネスまたは戦略的計画の期間を考慮し、業界を超えた気候関連の指標カテゴリに沿った将来を見据えた指標を提供することを検討する必要がある
	b) Scope1、2、3のGHG排出量	組織は、重要性評価とは関係なく、Scope1、Scope2のGHG排出量、および必要に応じてScope3のGHG排出量と関連リスクを開示する必要がある 組織は、Scope3のGHG排出量の開示を検討する必要がある
	c) 気候変動に関連する目標	組織は、GHG排出量、水使用量、エネルギー使用量などに関連するものなど、主要な気候関連の目標を、予想される規制要件、市場の制約、またはその他の目標に沿って（必要に応じて業界を超えた気候関連の指標カテゴリに沿って）説明する必要がある 中期または長期の目標を開示している組織は、可能な場合は、全体、または事業分野ごとに当該中期・長期目標に至るまでの中間目標を開示する必要がある

（出所）TCFD（2021）“Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures” より大和総研作成

まず、戦略について、気候変動に関するリスク・機会による組織へのインパクトの説明の上で、温室効果ガス（GHG）排出量削減にコミットする組織などは低炭素経済への移行計画を説明する必要があるとされた。その際、GHG 排出量削減の目標や事業・バリューチェーンにおける GHG 排出量削減等のための活動を含めることとされた。

また、指標と目標について、従来は気候変動に関するリスク・機会をモニタリングするための指標を、組織が検討し、主要なものを開示すべきとされていたが、これに加え、「業界を超えた気候関連の指標カテゴリ」（詳しくは次項で説明）に沿った指標も開示することとされた。また、組織は必要に応じて将来を見据えた指標の開示も検討する必要がある。

目標についても、組織が検討した主要な目標に加え、必要に応じて「業界を超えた気候関連の指標カテゴリ」に沿って目標を説明することとされた。また、中期・長期の目標を開示している場合は、そこに至るまでの中間目標を開示する必要がある。例えば、2030 年までの目標を設定している場合には、その中間目標として 2025 年時点の目標を開示することなどが考えられる。

さらに、GHG 排出量についても、組織は投資判断等のために重要な場合は Scope1、Scope2、及び、必要に応じて Scope3 について排出量と関連リスクを開示することとされていたが、重要性評価とは関係なく Scope1、Scope2 の GHG 排出量を開示する必要があるとされた。また、Scope3 の GHG 排出量の開示も検討する必要がある。この背景には、組織の Scope3 の GHG 排出量に対する投資家の関心が高まっていることがあるものと考えられる。

企業としては、GHG 排出量の把握を優先的に行っていく必要があるものと考えられる。その上で、GHG 排出量の削減目標を含む低炭素経済への移行計画についても策定・開示の検討を進めていくことが望ましいだろう。

(2) 業界を超えた気候関連の指標カテゴリ

TCFD 提言の一部改訂によって、(1) で先述の通り、「業界を超えた気候変動の指標カテゴリ」(以下、指標カテゴリ) に沿った指標や目標の開示が求められている。例えば、ESG 情報を開示するための基準の一つである SASB スタンドアードでは、業種ごとに開示すべき指標がそれぞれ定められている。一方で、この指標カテゴリは、業種にかかわらず、共通して開示が推奨される指標の分類を示している (図表 3)。

図表 3 業界を超えた気候変動の指標カテゴリ

指標カテゴリ	測定単位(例)	例	
GHG排出量	Scope1、2、3の絶対・原単位GHG排出量	CO2換算トン	<ul style="list-style-type: none"> Scope1、Scope2、およびScope3のGHG排出の絶対量 資産クラス別の金融に係るGHG排出量(Financed emissions) 加重平均炭素強度 生成された電力のMWhあたりのGHG排出量 排出制限規制の対象となる世界全体のScope1のGHG排出量
移行リスク	移行リスクに対して脆弱な資産または事業活動の量と範囲(注1)	金額または%	<ul style="list-style-type: none"> 移行リスクに非常にさらされている不動産担保の量 炭素関連資産への信用エクスポージャーの集中 石炭採掘からの収入の割合
物理的リスク	物理的リスクに対して脆弱な資産または事業活動の量と範囲(注1)	金額または%	<ul style="list-style-type: none"> ベースラインの水ストレスが高いまたは非常に高い地域で取水および消費された水に関連する収益 洪水、熱ストレス、または水ストレスにさらされている地域の不動産、インフラストラクチャ、またはその他の代替資産ポートフォリオの割合
気候関連の機会	気候関連の機会に伴う収益、資産、またはその他の事業活動の割合	金額または%	<ul style="list-style-type: none"> (1) ゼロエミッション車(ZEV)、(2) ハイブリッド車、(3) プラグインハイブリッド車の販売台数 低炭素経済への移行を支援する製品またはサービスからの収益 第三者のグリーンビルディング基準に認定されて納品された住宅の割合
資本展開	気候関連のリスクと機会に向けて展開された設備投資、資金調達、または投資の金額	報告通貨	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素製品/サービスの研究開発に投資された年間収益の割合 気候適応策への投資
内部炭素価格	組織が内部で使用するGHG排出量1トンあたりの価格	CO2換算トン当たりの報告通貨での価格	<ul style="list-style-type: none"> 内部炭素価格
報酬	気候変動への配慮に関連する経営幹部の報酬の割合(注2)	%, ウェイト、説明、または報告通貨での金額	<ul style="list-style-type: none"> 常任取締役の長期インセンティブスコアカードでの気候目標の重み付け 報酬スコアカードにおける戦略上の排出量目標に対するパフォーマンスの重み付け

(注 1) データの取得に関連する制約により、金融機関が気候関連のリスクへのエクスポージャーを定量化することが困難になる場合がある。TCFD は、金融機関がデータの取得が可能な場合、定性的および定量的情報を提供することを提案している。

(注 2) TCFD は定量的な開示を奨励しているが、組織が開示を行う際は気候関連問題が役員報酬のバランススコアカードにどのように含まれるかなど、報酬の方針と慣行に関する説明文を含めることもできる。

(出所) TCFD (2021) “Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures”, “Guidance on Metrics, Targets, and Transition Plans”より大和総研作成

(1) で先述の通り、TCFD 提言において従来は指標や目標の設定について、企業が独自に検討を行い、裁量に基づいて気候変動のリスクと機会をモニタリングするための指標・目標を開示する必要があった。今後は、業種にかかわらず、企業独自の指標・目標に加え、指標カテゴリに基づいた指標・目標の設定を検討することが推奨される。

(3) 金融セクターに対する補足手引きの一部改訂

(1)、(2) とは別に、金融セクターに関しては別途、補足手引きが一部改訂された。具体的には、まず、金融機関の事業活動（例えば銀行に関しては貸付およびその他金融仲介事業活動）が関連する場合は 2°C をはるかに下回るシナリオとどの程度整合性があるかについて説明することとされた。また、入手可能・合理的な推測が可能な範囲で、例えば銀行については貸付およびその他金融仲介事業活動、アセット・オーナーについては所有資産に関する GHG 排出量を開示すべきとされた。

金融機関は 2°C を十分に下回るシナリオ（1.5°C シナリオなどが該当し得ると考えられる）と自社の業務の整合性を確認するとともに、GHG 排出量についてより広く把握を行うことが求められるだろう。

3. 気候変動に係る指標、目標、移行計画に関するガイダンス

TCFD は企業が投資家の意思決定に寄与する情報を開示することができるよう、指標、目標、移行計画に関するガイダンスを公表した。指標、目標、移行計画に関する情報は気候変動が企業の財務に与える影響を理解するために役立つ情報であり、投資家にとって特に関心の高い情報であると考えられている。TCFD 提言に基づいて、これらの情報を企業が開示するための手引きのような位置づけとして、当該ガイダンスが公表された。

(1) 指標

気候関連の指標は、組織が特定の期間における気候関連のリスクと機会の潜在的な影響を理解するために役立つものと考えられている。また、指標が組織の気候変動に関するガバナンス、戦略、リスク管理とどのように関連しており、それらをどのように管理しているかを示す必要があるとしている。

例えば、ガバナンスについて、報酬を気候関連の指標と紐づけて示すことは、取締役や管理職が気候関連の目標を達成に対してどのように動機付けられているかを示すことができる。戦略については、組織の事業、戦略、財務計画に対する気候関連のリスクと機会の影響を測定および説明するために指標を設定することは重要である。リスク管理については、指標の設定は組織のリスク管理プロセスの一環として、リスク許容度などとも関連するものである。

このように指標を開示することは組織の事業活動にとっても重要なことであるが、効果的な気候関連の指標を設定する上では、以下のような点に注意すべきとされている。

- ①明確で理解しやすいこと（経営陣の考え方、バウンダリー（境界）、メソドロジー（方法論）など、指標の理解を助ける情報が提供されていること）
- ②信頼性が高く、検証可能で、客観的であること
- ③一貫性があること（短期・中期・長期にわたって同じ項目を継続的に開示すること等）

また、指標を開示する上では、その指標と関連する情報として、指標に係るデータソースやメソドロジー、指標の変化の傾向、指標の実績が財務状況や企業のポジションにどのような影響を与えているか、バリューチェーン全体の影響、財務会計基準との調整といった情報の開示も検討する必要があるとしている。

さらに、組織が開示する指標の比較可能性を確保するために、業界を超えた気候関連の指標カテゴリに基づいて、すべての組織がすべての指標カテゴリに関する開示を行うことを推奨している。ただし、TCFD は必ずしもすべての組織がすべての指標カテゴリに関する定量的な情報を開示するためのリソースを持っているわけではないということを認めている。組織内のリソースや知識・経験で対応が可能な範囲内で、まずはできるところから、例えば最初は定性的情報の開示を行う、または、気候関連のリスクと機会が最も重要なセクターなどに焦点を当てて開示を行い、段階的に定量的開示の検討を進めていくこと等が考えられるとしている。

業界を超えた気候関連の指標カテゴリの各項目について、それぞれ開示を行う意義や、具体的にどのような指標の開示が考えられるか（前掲図表 3 を参照）についても言及している。業種間で比較可能な指標の開示を行うためにも、ガイダンスの例などを参照することが推奨される。

（2）目標

気候関連の目標のガイダンスとして、まずは指標と同様に、効果的な気候関連の目標の特徴を以下の通り示している。

- ①組織の戦略とリスク管理プロセスを考慮して設計されていること
- ②関連する指標とリンクしていること（例えば、2050 年までに洪水リスクにさらされる資産価値の割合を 50%削減するという目標と、洪水への対策のために展開した資本量という指標をリンクさせるなど）
- ③定量化および測定可能であること
- ④基準年、達成までの期間、暫定目標などが明確化されていること
- ⑤理解しやすいように説明・注記が付されていること
- ⑥定期的（少なくとも 5 年ごと）にレビューおよび更新されること
- ⑦毎年開示されること

また、組織が業界を超えた気候関連の指標カテゴリに沿った目標を開示することをサポート

するために、ガイダンスにおいて各項目に関連する目標の例を示している（図表4）。

さらに、指標の開示と同様、目標を開示する上で、利用者からの理解に役立つ定性的な情報の開示が推奨されている。具体的には、気候関連のリスク管理と、機会の追及が組織の事業に与える影響や、目標の設定の背景となる説明などを含むことが考えられている。なお、目標を開示する際には、競争上の優位性など、公に開示された場合に組織に害を及ぼす可能性のある機密情報の開示は求めていることにも言及している。

図表4 業界を超えた気候関連の指標カテゴリに沿った目標の例

指標カテゴリ		例
GHG排出量	Scope1、2、3の絶対・原単位GHG排出量	Scope1、2、3のGHG排出量を2050年までにネットゼロに削減し、2035年までに2015年のベースラインと比較して排出量を70%削減するという暫定目標を設定
移行リスク	移行リスクに対して脆弱な資産または事業活動の量と範囲	2019年のベースラインと比較して、移行リスクにさらされる資産価値の割合を2030年までに30%削減
物理的リスク	物理的リスクに対して脆弱な資産または事業活動の量と範囲	急性および慢性的の物理的気候関連リスクにさらされる資産価値の割合を2050年までに50%削減
気候関連の機会	気候関連の機会に伴う収益、資産、またはその他の事業活動の割合	2035年までに正味の設置済み再生可能エネルギー容量を総容量の85%を占めるようにする
資本展開	気候関連のリスクと機会に向けて展開された設備投資、資金調達、または投資の金額	・年間資本支出の少なくとも25%を電気自動車の製造に投資 ・主に物理的な気候関連のリスク軽減に焦点を当てたプロジェクトにポートフォリオの少なくとも10%を貸出
内部炭素価格	組織が内部で使用するGHG排出量1トンあたりの価格	政策の潜在的な変更を反映するために、2030年までに内部炭素価格を150ドルに引き上げる
報酬	気候変動への配慮に関連する経営幹部の報酬の割合	経営幹部の報酬のうち気候変動への配慮の影響を受ける額を2025年までに10%に増やす

（出所）TCFD（2021）“Guidance on Metrics, Targets, and Transition Plans”より大和総研作成

（3）移行計画

移行計画とは、GHG排出量の削減などを含む、低炭素経済への移行をサポートする一連の目標と行動を示すものであり、組織全体の事業戦略の側面がある。投資家を含む情報利用者は、組織が低炭素経済に移行する上での、気候変動に関するリスクを軽減し、または機会を増やすための具体的な行動など、気候変動に関する取り組みの情報や当該情報の信頼性に特に関心を示している。移行計画を開示することで、投資家などに対してこうした情報を提供することが可能となる。

ガイダンスでは、まず指標、目標と同様に、効果的な移行計画の特徴を以下の通り示している。

- ①経営戦略に沿ったものであること
- ②気候関連の指標と目標を含む、定量的要素によって測ることができること
- ③ガバナンスの対象となっていること
- ④実用的かつ具体的なものであること
- ⑤十分な信頼性を有していること
- ⑥定期的（少なくとも5年ごと）にレビューおよび更新されること
- ⑦毎年開示されること

また、ガイダンスは幅広い組織に適用できるように、組織が移行計画の一部として検討する必要がある一般的な要素について、TCFD 提言の「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」に分けて説明をしている（図表 5）。ただし、TCFD は低炭素経済への移行には業界固有の考え方がありとされており、関連する業界固有の情報を含め、組織が個々の状況を反映する必要があるとしている。そのため、業界団体などが必要に応じて移行計画に関する業界固有のガイダンスを作成することを奨励している。

図表 5 移行計画の要素

ガバナンス	承認	取締役会または委員会は、移行計画と気候関連の目標を承認する
	監督	取締役会または委員会は、移行計画の実行を監督する
	説明責任	経営陣は移行計画の実行に責任があり、責任者は計画の効果的な実行を確実にするための適切な権限とリソースへのアクセス権を持つ
	インセンティブ	報酬その他のインセンティブは、組織の気候関連目標に沿う
	報告	取締役会または委員会および経営陣は、定期的なステータスレポートを受け取る
	レビュー	組織は、計画、活動、指標、目標を定期的にレビューおよび更新する
	透明性	組織は、財務面、目標に対するパフォーマンス、ビジネスへの影響など、移行計画の目標とパフォーマンスを外部のステークホルダーに報告する
戦略	保証	組織の報告は、独立した第三者保証の対象となる
	整合性	組織は、移行計画を全体的な戦略と整合させる。組織が定義された期間で目標を達成する方法、温度目標(1.5°Cなど)への整合性、関連する規制により課される義務、セクター別脱炭素戦略を説明する
	前提条件	特に移行の経路の不確実性と実装の課題に関する組織の前提条件について説明する。前提における仮定は、組織が財務会計、設備投資、投資決定で使用するものと一致している必要がある
	機会	世界が低炭素経済に移行する際に、組織が気候に関する機会を最大化する方法を説明する
	行動計画	短期、中期の戦略、運用計画の概要を示し、関連する行動がGHG排出の重要な発生源にどのように対処するかを説明する。この計画には、気候関連リスクを軽減し、機会を増やすための現在および計画中のイニシアチブが含まれる
	財務計画	サポートする財務計画、予算、関連する財務目標(たとえば、脱炭素戦略をサポートする資本額やその他の支出)について説明する
リスク管理	シナリオ分析	組織は、複数の気候関連シナリオを使用して、移行計画と関連する目標の達成可能性をテストする
	説明	組織が低炭素経済への移行から直面するリスクを説明する
指標と目標	課題と不確実性	移行計画を正常に実行する際に組織が直面する前提条件、不確実性、および課題について説明する計画と目標に対する進捗状況をモニタリングするための指標について説明する。これには、関連する運用および財務パフォーマンスの指標、業界を超えた指標、気候関連の指標カテゴリ、業界固有または組織固有の指標が含まれる
	指標	
	目標	定量的および定性的な目標を説明する。GHG排出量に関する目標の場合、計画には、含まれるGHG排出の種類と範囲、地域、時間枠、活動全体のGHG排出の範囲が示される
	方法論	移行計画の指標と目標は、広く認識されている透明性のある方法論に基づいている
	日付	目標の達成予定の日付(計画の期間中の目標を含む)を指定する(例えば計画のロードマップとタイムテーブル)
	GHG排出量削減	GHG排出目標を達成するための削減、除去、相殺の相対的な貢献について説明する

(出所) TCFD (2021) “Guidance on Metrics, Targets, and Transition Plans”より大和総研作成

1. (1) で前述の通り、TCFD 提言の一部改訂によって、GHG 排出量削減にコミットする組織などは低炭素経済への移行計画を説明する必要があるとされた。TCFD は移行計画の開示の際には、低炭素移行によるビジネス、戦略、財務計画への影響や経営戦略の変更などの重要な情報や、移行計画に関連する仮定、不確実性に加え、主要なメソドロジーの説明など、様々な情報を開示することを推奨している。

(4) 財務上の影響

指標、目標、移行計画のほか、気候関連リスク、機会の組織の財務への影響を開示するためのガイダンスも記載されている。投資家が投資判断を行う上では、気候関連リスク、機会が組織の財務に及ぼす潜在的なものも含む影響を理解する必要があり、組織がこうした情報を開示して

いくことが重要とされている。

ガイダンスでは、組織が気候関連の指標、目標、移行計画を開示することは、気候変動に関連する財務への影響を推定することにつながると言及されている。まず、指標について、例えば将来の GHG 排出量と炭素価格を計算することで、組織の潜在的な投資に関する費用の見積り、分析に寄与することができると考えられる。また、目標について、例えば自動車メーカーが、電気自動車の売上を 2030 年までに総売上の 50% に拡大するという目標を設定した場合、それによる財務への影響を推定することも可能となるだろう。さらに、移行計画について、その計画による将来の収益への潜在的な影響を評価することも想定される。

また、TCFD は組織が気候関連リスク、機会の財務上の影響を開示する際には、財務実績（PL（損益））と、財務状態（BS（資産・負債））に与える影響に分類して開示することとしている。

財務実績に与える影響としては、気候変動の機会による新製品・サービスからの収益の増加や気候変動リスクに伴う事業中断によるコストの増加などが含まれる。

一方、財務状態に与える影響としては、例えば低炭素資本に対する投資による資産・負債の増減などが含まれる。組織は投資家に対して、気候関連リスク、機会がどのように企業の PL、BS に影響を与えるのかを指標、目標、移行計画を通じて開示していく必要があるだろう。

4. 終わりに

今回の TCFD 提言の一部改訂、ガイダンスの公表によって、業界を超えた気候関連の指標カテゴリに沿った指標、目標の開示や、移行計画の開示が推奨された。背景には、企業が比較可能な形で GHG 排出量や気候関連リスク、機会による事業や財務への影響、そういった影響（リスク）を低減するための今後の計画といった、投資家が投資判断を行う上で重視している情報を、さらに開示すべきという考えがあるものと想定される。

企業としては、ガイダンスの内容も踏まえつつ、比較可能な定量的情報を開示するとともに、指標、目標、移行計画に係るデータのソースや算出方法などの投資家が各情報を理解するために役立つ補足的情報や背景の説明といった定性的な情報をあわせて開示することも求められよう。ただし、企業の規模などによって開示にかけられるコストやリソースも異なるだろう。まずは取り組みや開示が可能な部分から、例えば定性的な情報の開示や特に重要なリスク、機会に関する情報の開示から着実に検討を進めていくことが重要であると言えるだろう。